租税条約に関する住民税の届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 11 条に基づき次のとおり届け出ます。

(昭和 40 年 6 月 10 日自治府第 62 号自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。)

平成 年 月 日

津南町長 様

住民税の免除を	氏名
受ける者	住所 (居所)
	生 年 月 日 個 人 番 号
	国 籍 入国年月日
	在 留 資 格
	在留期間
	入国前住所
租税条約の規定	所得税については、日本国ととの間の租税条約第
に基づく所得税	条第項により、租税条約に関する届出書を平成年月
の免除について	日に
免除となる所得	支払者名称
	支払者所在地
	契 約 期 間
	所得の種類 支払金額
	支 払 方 法 支 払 期 日
	職務の内容
納 税 管 理 人	氏名
	住所

※毎年3月15日までに提出してください。提出がない年は、住民税が免除されません。 (通達に基づく場合は、3月20日までに提出してください。)

添付書類

- ・租税条約に関する届出書写し(税務署の受付印があるもの)
- ・在学する学校の発行する在学証明書(留学生の場合)
- ・訓練を受ける施設又は事業所の発行する事業、職業又は技術の修得者であることを 証する書類 (事業修得者等)